

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道知的障がい福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間に、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者（児）の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者（児）数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道知的障がい福祉協会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

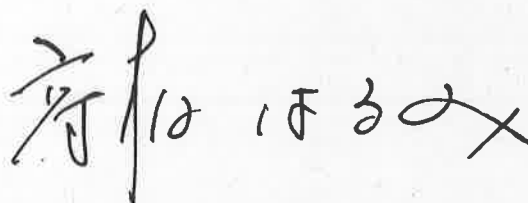
2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

甲 北海道

北海道知事



乙 一般社団法人北海道知的障がい福祉協会

会長

